



# 柳川自校だより

令和 3 年  
3 月号

〒 8 3 9 - 0 2 4 2

柳川市大和町豊原1 0 0

柳川自動車学校

TEL 0944-72-5371

FAX 0944-72-5373



卒業式を迎えられた方、おめでとうございます。(\*^\_^\*)

コロナがまだ収束しない中、何かと大変だと思いますが、

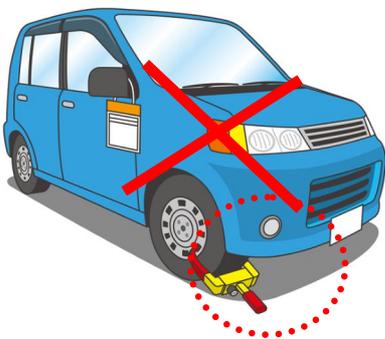
新しい門出に向けてエールを送ります。(^\_^)~

また、皆さんは自動車学校を卒業し、交通社会へ旅立つこととなります。

初心を忘れず安全運転者になりましょう！

## 違法駐車行為防止のための車輪止め装置がなくなりました！

令和 2 年 12 月 1 日施行の道路交通法により、違法に駐車している車に対する、車輪止め装置（タイヤに付けるカギみたいなもの）の取り付けがなくなり、今では放置車両確認標章だけになりました。



フロントガラスに貼られる

### 放置車両確認標章が取り付けられた場合

その車の使用者やその車の管理について責任がある人は、取り除くことができます。

**（それ以外の人、破ったり、汚したり、取り除いてはいけません。）**

しばらくすると、ナンバーから判明した車両の持ち主へ公安委員会から「放置違反金」の納付書が届きますので、これを払えば違反処理は終わります。

放置違反金を納付しないと・・・期限までに納付せず、公安委員会から督促を受けた自動車の使用者は、その放置違反金、延滞金及び手数料を納付したことなどを証する書面を提示しないと、新たに自動車検査証を受けることができません。